

「接続料の算定等に関する研究会」への FVNO委員会意見

2020年4月24日

一般社団法人テレコムサービス協会

FVNO委員会の全体構成

FVNO委員会

FVNO事業者が交流し、共有する課題について行政及びNTT東西等と意見交換し、その解決を働きかける等の活動を通じて、電気通信市場における競争を促進し、サービスの多様化、料金の低廉化等を促進。

◆委員長: 荻堂 盛修(TOKAIコミュニケーションズ) ◆副委員長: 白神 真美(インテック)

◆構成員(24社) ◆オブザーバー(総務省、東日本電信電話、西日本電信電話、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、大手家電流通協会、電気通信サービス向上推進協議会)

番号移行関係 TF

- ・番号移行に関する課題の洗い出しと課題整理、検討
- ・実現可能もしくは実現すべきゴールに向けたプロセスと仕組みの明確化
- ・番号移行に関する各社への作業分担とその実施および周知活動

◆主査: 永澤 均 (丸紅テレコム)

◆構成員(13社) ◆オブザーバー(総務省、東日本電信電話、西日本電信電話、NTTドコモ)

消費者関係 TF

総務省の「ICTサービス安心・安全研究会・消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」の結果において、FVNOの課題とされている事項の整理および対応。その他事業者の消費者トラブルに関する課題の整理と対応の検討。

◆主査: 山田 敏雅(USEN NETWORKS) 副主査: 岡本 憲樹(アクセル)

◆構成員(17社) ◆オブザーバー(総務省、東日本電信電話、西日本電信電話、国民生活センター)

運用関係 WG

- ・FVNOにおける事業の拡大および事業者間取引におけるトラブル改善
- ・運用に関わる課題整理および対応、運用に関わる意見交換会
- ・消費者トラブル削減のための事業者間取引の改善など

◆主査: 小林 寛丈(フォーバルテレコム) 副主査: 松本 了一(ティーガイア)、手塚秋人(インテック)

◆構成員(19社) ◆オブザーバー(総務省、東日本電信電話、西日本電信電話)

◆光コラボレーション事業者とNTT東西との業務分担

- 原則、光コラボレーション事業者がすべてお客様対応を実施します。
- 光コラボレーション事業者のサービス提供開始以降に、お客様から移転・解約・品目変更等の申し出があった場合も、光コラボレーション事業者がお客様の対応を実施します。
- 開通工事や故障修理の業務はNTT東西が実施します。
- NTT東西が開通工事や故障修理等を円滑に実施するため、光コラボレーション事業者からお客様情報の提供を受け、当該目的に限定してNTT東西において保持・利用します。
- 光コラボレーション事業者の実施する業務の一部を、NTT東西及びNTTグループ会社に受託することも可能です。

●これとは別に顧客管理のためにデータベース等を光コラボレーション事業者が用意しなければなりません。

プロセス		実施主体	業務内容
自社商品等	光サービス		
販売からサービス提供まで※	販売・受注	光コラボレーション事業者	・ サービス・商品のお客様への販売、および注文受付
	注文受付		・ お客様との注文内容の確認、および工事日調整
	契約内容通知		・ 「開通のご案内」等、お客様に対する契約書面の通知
	開通工事	NTT東西	・ 光サービスの開通工事
	料金回収	光コラボレーション事業者	・ お客様への料金請求・回収
アフターサポート	問合せ対応 等	光コラボレーション事業者	・ 技術サポート等、お客様からの各種問合せ対応 ・ 故障申告に対しては、一次切り分けを実施のうえ、必要に応じてNTT東西への連絡
	故障修理	NTT東西	・ 光サービスの故障修理

※移転・解約・品目変更の場合も同様のフロートとなります。

◆光コラボレーション事業者からNTT東西等への業務委託

■ 光コラボレーション事業者が円滑に事業を開始できることを目的として、光コラボレーション事業者が実施する業務の一部をNTT東西及びNTTグループ会社へ委託するスキームがあります。



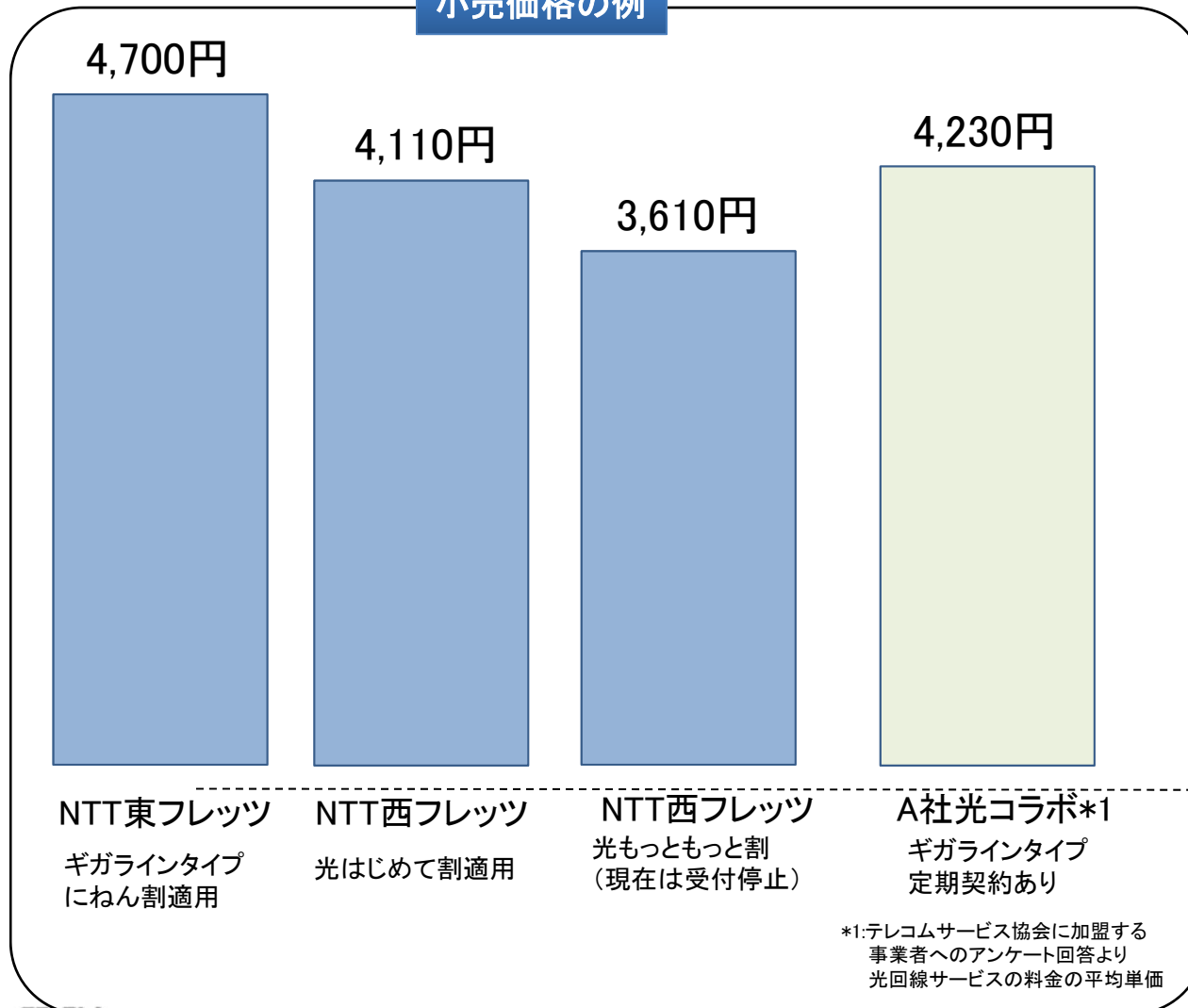
出典:P2・P3の情報は以下のサイトより入手
<https://flets.com/collabo/portal/terms/>
https://www.ntt-west.co.jp/info/support/pdf/hikari_colabo141016_upd.pdf

◆フレッツサービスの小売価格と卸価格の比較①

◆ファミリータイプの場合の料金比較

- ・フレッツサービスを基準として小売目標価格に対してコストを積み上げていくと、事業者の利益はわずかであり光コラボを活用した自社サービスとのセットメニューの開発費用や獲得費用の回収の目途が立ちにくい。

小売価格の例



卸光回線を小売する原価構造

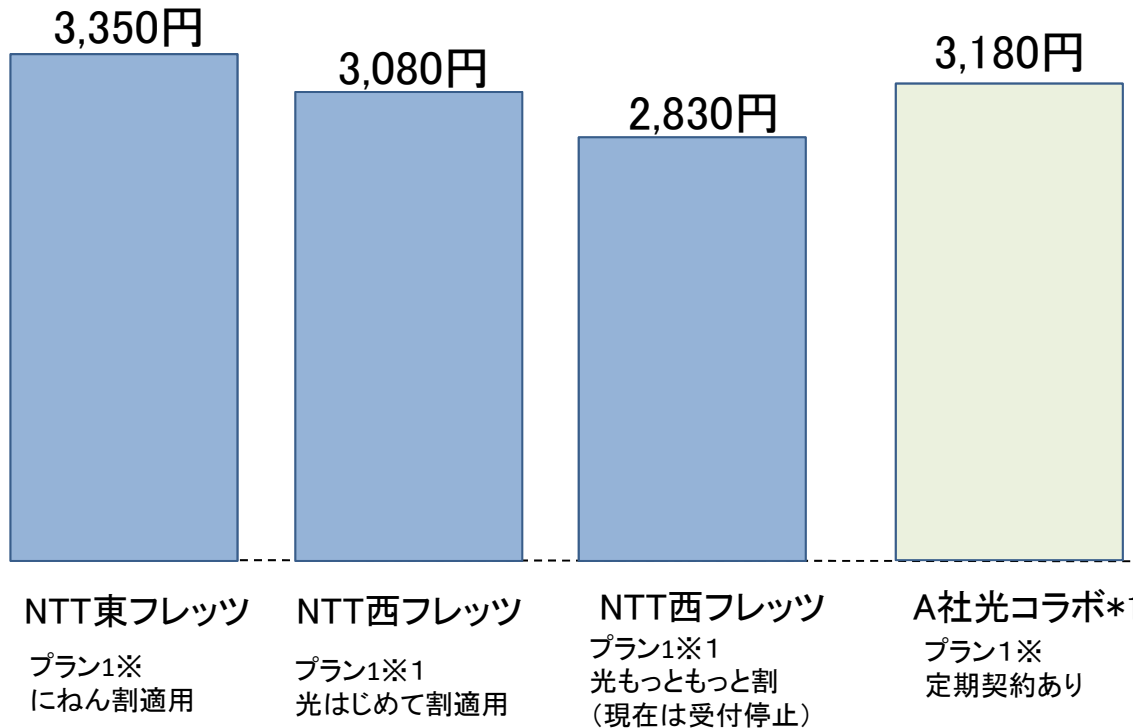
構成員限り

◆フレッツサービスの小売価格と卸価格の比較②

◆マンションタイプの場合の料金比較

- ・フレッツサービスを基準として小売目標価格に対してコストを積み上げていくと、事業者の利益はわずかであり光コラボを活用した自社サービスとのセットメニューの開発費用や獲得費用の回収の目途が立ちにくい。

小売価格の例



プラン1:同一の集合住宅などで見込める契約数によってNTTが決定。
(ミニは4(N西は6)以上、プラン1は8以上、プラン2は16以上)
提供料金はミニ>プラン1>プラン2

*1:テレコムサービス協会に加盟する事業者へのアンケート回答より光回線サービスの料金の平均単価

卸光回線を小売する原価構造

構成員限り

◆光サービスの卸料金とアクセス部分の加入光ファイバに係る接続料の推移

光サービス卸料金とアクセス部分の加入光ファイバ(シェアドアクセス(SA)方式)
の接続料が連動せず

要望事項:光サービス卸料金と接続料との一定の連動性を確保したい。

構成員限り

卸料金
ファミリーT
(東西)

SA接続料
(西)

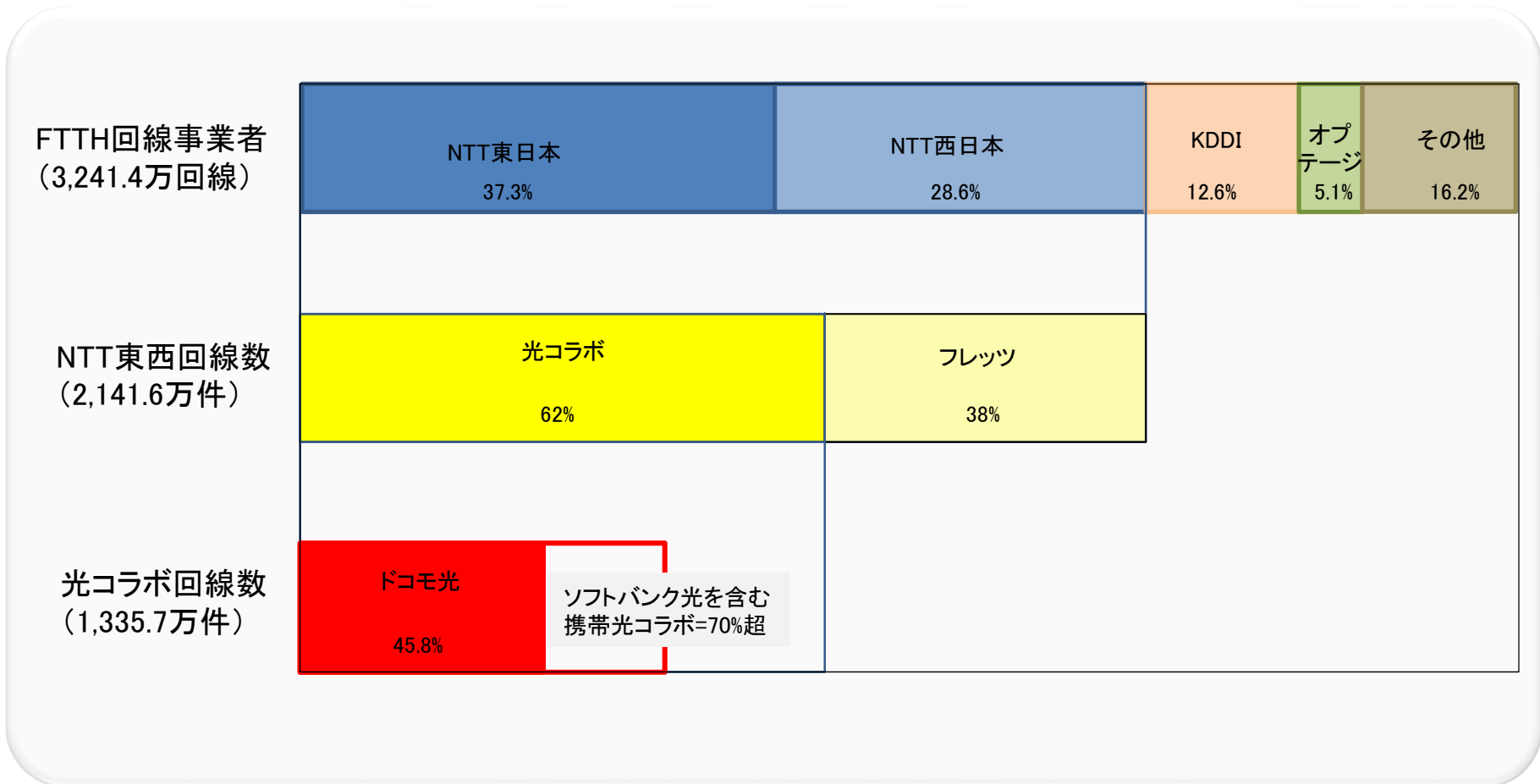
SA接続料
(東)

卸料金
マンションT
(東西)

◆2019年9月末現在、ブロードバンド回線事業者加入件数

MM総研2019年12月発表資料

- ◆光コラボ回線は、FTTH回線数の41.2%、NTT東西回線の62.4%まで伸長。
一方で、光コラボ回線のシェアはドコモ社、ソフトバンク社の携帯2キャリアで7割超を占めており、市場のさらなる寡占化が懸念される。



◆まとめ

要望事項

- ・**光サービス卸料金と接続料との一定の連動性を確保したい。(対総務省殿)**

その他要望事項

- ・今回、ヒアリングために総務省・研究会への情報共有について限定的にNDAを解除してもらったが、今後光サービス卸に関する諸課題の検討・議論を円滑にするため、総務省・研究会に加えFVNO間での情報共有についてNDAを解除してもらいたい。(対NTT東西殿)
- ・光コラボ回線市場の寡占化の要因である携帯キャリアのセット割引や過度な顧客特典等について、公正競争の観点で移動通信とのセット割引はすべてFTTHアクセスサービスの割引とみなし、一定の規律を導入してもらいたい。(対総務省殿)
- ・光サービス卸に関するNTT東西の管理システムが異なりシステムのバージョンUPがされても完全には差異が解消しておらず、FVNOは二重の設備投資・運用を余儀なくされていることから、仕様を統一してもらいたい。(対NTT東西殿)